

クレーン積載トラック(通称：ユニック車)の取扱いに注意！

最近、近畿地方整備局管内の直轄工事で、ユニック車を使用する際に取扱いの不手際や、適正な資格等を持たずに作業し、ユニック車が横転する事故が

発生しました。下記に2事例を紹介しますので、今一度、ユニック車を使用している現場においては、安全管理を再確認し、事故防止に努める必要があります。

【事例1】定格荷重と作業半径に見合ったユニック車を用いた

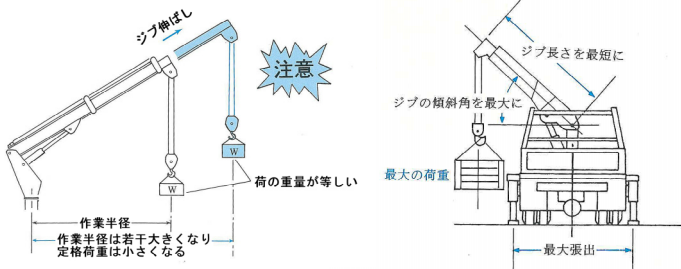


ユニック車(4t吊)にて荷下ろし作業をしていたところ、荷物(仮設水槽1t)の重量に耐えきれずユニック車が横転するという事故が発生しました。ここでの注意すべき点は、荷物の重量と作業半径に見合う能力を持ったユニック車を使用していなかったもので、**資材搬入作業を行う上で機種選定にミスがあった**ものです。

【事例2】ユニック車は移動式クレーンです！



ユニック車(2.6t吊)のアウトリガーを張り出さずに、荷物(編鋼板40枚(約800kg))を吊り下げブームを旋回したところ、ユニック車が横転するという事故が発生しました。ここでの注意すべき点は、荷物の重量を計らず、ユニック車の定格荷重を確認せずに作業を行っていたことと、**クレーン運業務に係る特別教育を受けていたが、移動式クレーンに係る資格を持たない操縦者により作業が行われていた**ことです。



【クレーン等安全規則】

第69条(過負荷の制限)

事業者は、移動式クレーンにその定格荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。

第70条の5(アウトリガー等の張り出し)

事業者は、アウトリガーを有する移動式クレーン又は拡幅式のクローラを有する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガー又はクローラを最大限に張り出さなければならない。

【労働安全衛生規則】

第36条(特別教育を必要とする業務)

法第59条第3項の労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

15 次に掲げるクレーン(移動式クレーンを除く)の運業務

イ 吊り上げ荷重が5t未満のクレーン

16 吊り上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運業務(道路上を走行させる運業務を除く。)の業務

移動式クレーンの運業務に必要な資格は法令によって、下記に示される区分で定められています。

	特別教育	技能講習	運業務免許
吊り上げ荷重が0.5t以上1t未満の移動式クレーンの運業務	可	可	可
吊り上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運業務	不可	可	可
吊り上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運業務	不可	不可	可

運業務免許は、移動式クレーン運業務免許を示す。

【クレーンの定義】

クレーンとは、「動力を持って荷を吊り上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置で、移動式クレーン及びデリック以外のもの」をいいます。

【移動式クレーンの定義】

移動式クレーンとは、「荷を動力を用いて吊り上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置で、**原動機を内蔵し、且つ、不特定の場所に移動させることができるもの**」をいいます。ユニック車は、クレーン積載型トラックに分類され、れっきとした移動式クレーンです。

クレーン積載トラック（通称：ユニック車）の作業上の注意点

様々な建設現場で使用されている2t・4tクラスのクレーン積載トラック（通称：ユニック車）は、その便利さから安易に使われることが多く、下記に示す基本事項を守らず転倒や積み荷の落下などを招き、重大事故に結び付くケースが考えられます。

便利な機械である反面、使い方を誤れば危険な機械にもなりますので、統括安全衛生責任者、若しくは安全衛生責任者は、作業現場に合った適切な指示・指導をお願いします。

1. 有資格者による作業

意外に多いのが無資格者による事故で、2t以上の吊り上げ能力を持つユニック車で作業する際、「小型移動式クレーンの技能講習」修了者であることが必要です。また、同時に「玉掛け技能講習」修了者が玉掛けを行わなければなりません。

2. アウトリガーと足場

アウトリガーを最大に張り出して作業を行うこと、軟弱地盤での作業、傾斜地での作業は、足場を適切に設置し十分な強度を持った敷鉄板を使用しなければなりません。

3. 定格荷重と安全装置

ブームの長さによる定格荷重の変動を考慮すること、各安全装置を作動させて作業すること。

クレーン積載トラックによる作業を、より安全・確実にする機能の紹介

最近のラフタークレーンなどには、様々な安全・警告装置が装備されていますが、クレーン積載トラックについてもメーカーによっては同様な装置が用意されています。

【ブーム・アウトリガー未格納警報装置】

ブームか、アウトリガー未格納状態の時、サイドブレーキを降ろすと運転席のランプが点灯、同時に警報ブザーで運転手に知らせます。



【最新の巻過防止装置】

ブーム伸長・ウインチ巻上時など、フックが巻過ウエイトを押上げると、フックの巻上げ・ブーム伸長・起きを自動停止します。さらに、万一の断線時など、瞬時にクレーン作動が自動停止します。



【PTO確認ランプ】

クレーン作業開始時の確認、走行前の切り忘れ防止など、トラック運転席でPTOのON/OFFが確認できます。



【転倒防止装置】

クレーン作業時、アウトリガーにかかる負担の変化を自動検出、転倒が近づくと予告警報を、限界に達すると限界警報と共にクレーン作業が自動停止、転倒を防止します。



【デジタル式荷重計】

吊っている荷の荷重が、読み取りやすく常時デジタル表示されます。忙しい作業中にも誤読のない安全機能です。



4月の事故速報

（平成16年5月1日現在）

発生日時	発生場所	事故の状況
4月8日 9:15	兵庫県	車両管理業務において、国道の巡回パトロール中に、後続の一般車が追突した。 〔物損：巡回パトロール車リアへこみ〕
4月17日 14:00	大阪府	共同溝工事において、一般車同士の接触事故が発生し、一般車が弾みで飛ばされ、工事で設置していた保安施設等に接触した。 〔物損：占用帯サテライト他損傷〕
4月21日 10:50	奈良県	道路環境調査業務において、大学校内で、風向風速の調査を実施するため風速計のアンカーピンを約80cm程度打込んだところ、埋設されていた水道管を損傷させた。 〔物損：水道管損傷〕

発生日時	発生場所	事故の状況
4月21日 10:55	奈良県	道路清掃作業において、追越し車線を機械清掃していたところ、後続の一般車が作業車に追突した。 〔物損：作業車後部他損傷〕
4月22日 11:30	京都府	道路舗装工事において、走行中の一般車がT字路を右折出来ずに正面の工事ヤードに衝突した。 〔物損：仮設ガードレール損傷〕
4月27日 9:30	京都府	道路維持作業において、維持作業車を移動させる際に、作業灯が完全に下がったことを確認せず走行したため、地区内放送用の電線を作業灯で引っ掛けて切断した。 〔物損：有線(自治会)放送の線切断〕
4月28日 10:10	京都府	情報BOX設置工事において、バックホウによる掘削作業を行っていたところ、深さ30cmに埋設されていた給水管(φ20)にバケットが接触し破損させた。 〔物損：給水管破損〕